

(約款の適用)

第 1 条 この運送約款は、佐賀航空株式会社（以下「会社」という。）が行う旅客、手荷物（超過手荷物を含む）及び貨物の不定期航空運送に適用されるものとし
ます。

(特 約)

第 2 条 会社は、旅客、荷送人又は貸切飛行の借主（以下「借主」という。）の申出により、この運送約款の一部の規定について特約を結ぶことがあります。この場合においては、前項の規定にかかわらず、この特約事項を適用します。

(約款等の変更)

第 3 条 会社は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を変更できるものとし、変更をする際は、相応の期間を以て、ホームページ等に掲示することにより変更内容を告知するものとし
ます。

(公 示)

第 4 条 運賃、料金及びその他必要な事項を公示します。

(利用者の同意)

第 5 条 旅客、荷送人又は借主は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものと
します。

(準 拠 法)

第 6 条 この約款規定は、日本法に従い解釈され、この約款に定めのない事項については、日本法を適用し
ます。

(管 轄 裁 判 所)

第 7 条 この約款に基づく運送に関する一切の訴訟は、本社所在地の裁判所の所轄といたし
ます。

(係 員 の 指 示)

第 8 条 旅客、荷送人及び借主は、搭乗、降機その他飛行場及び航空機内における行動ならびに手荷物又は貨物の積卸若しくは搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければなりません。

(運航上の変更)

第 9 条 会社は法令及び官公署の要求、機材の故障、悪天候、不可抗力、争議行偽、動乱、戦争その他航空保安上等やむを得ない事由により、予告なく航空機の経路、発着日時、運航の中止、発着時の変更、旅客の搭乗制限、手荷物若しくは貨物の全部又は一部の取卸しその他の必要な措置をとることがあります。
2 会社は、前項の場合に生じた一切の損害を賠償する責に任じません。

(責 任)

第 10 条 会社は、旅客の志望又は傷害については、その損害の原因となった事故が航空機上で生じ、又は乗降中に生じたものであるときは、賠償の責に任じ
ます。

2 会社は、手荷物及び貨物の滅失、き損又は延着による損害については、その損害の原因となった事故がその手荷物及び貨物が会社の管理下にある間に生じたものであるときは、賠償の責に任じ
ます。

3 会社は、前二項の損害について、会社、及びその使用人に事故又は損失がなかったことを証明した場合は、賠償の責に任じ
ません。

(航 空 券)

第 11 条 会社は、所定の運賃又は料金を申し受けて、航空券を発行し
ます。

2 航空券は記名式とし、第三者に譲渡することはできません。

3 航空券は、券面に記載された事項のとおり使用しなければ無効となります。

4 航空券を不正に使用した場合は、会社は一切の損害を賠償する責に任じ
ません。

(有 効 期 間)

第 12 条 航空券で搭乗日時の指定のあるものは、当該搭乗日時に限り有効と
します。

2 航空券で搭乗日時の指定のないものの有効期間は、発売の日から 30 日と
します。

3 航空券は、旅客が有効期間の満了する日までに搭乗しなければ無効とな
ります。

(有効期間の延長)

第 13 条 旅客が病気その他の事由で搭乗不能の場合又は第 9 条により会社が運航の中止等をした場合には航空券の有効期間を延長することができます。但し、最初の有効期間満了より 30 日を越えて延長することはできません。

(航空券の呈示)

第 14 条 会社は、旅客に搭乗前に航空券の呈示をもとめます。

2 航空券の呈示のない場合は搭乗できません。

(航空券の紛失)

第 15 条 旅客が搭乗前に航空券を紛失した場合、あらかじめ航空券の購入を必要とし、当該紛失航空券は無効と
します。

2 前項の場合で、後日当該紛失航空券が発見され、かつ呈示のうえ未使用であると確認したときは、次の各号により運賃料金の払い戻しを
します。

(1) 別途航空券購入した後、紛失した航空券を発見した場合は、有効期間の末日から 30 日以内に限り全額払戻しを
します。

(2) 紛失したことによって搭乗を取りやめた後、紛失した航空券を発見した場合は、有効期間の末日から 30 日以内に限り、全額払戻しを
します。

(旅客運賃及び料金)

第 16 条 旅客運賃及び料金、その適用にあたっての条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によ
ります。

(適用運賃及び料金)

第 17 条 適用運賃及び料金は、航空券の最初の搭乗片によって行う旅行の開始当日において有効な旅客運賃及び料
金とします。

2 収受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収
します。但し航空券を運賃又は料金値上げの実施日前に購入し、かつ、当該旅行をその運賃又は料金値上実施日後 30 日以内に開始する
場合の適用運賃又は料金は、航空券の発売日によって有効な旅客運賃又は料金と
します。

(小 児 運 賃)

第 18 条 削除
旅客座席数 4 席以上を有する航空機においては、12 歳以上の旅客に同伴された 3 歳未満の旅客（以下「幼児」とい
います。）について、1 回につき 1 人の搭乗が可能ですが、所定の運賃又は料金が必要となります。

(運 航 税)

第 19 条 通行税は、会社が定める運賃及び料金附加して徴収します。

(搭 乗 日 時)

第 20 条 航空機に搭乗するには、日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社の事業所又は代理店において航空券を購入し、又は呈示することを必要とします。

(集 合 時 刻)

第 21 条 旅客は、会社の指定する時刻までに、会社の指定する場所に集合しなければなりません。

2 前項の指定された時刻までに、集合しなかった場合には、搭乗できないことがあります。

(会社の都合による払戻し)

第 22 条 会社は、第9条の事由又は会社の都合により、運送契約の全部又は一部の履行ができなかった場合は、旅客の請求に応じ、未飛行部分に相当する運賃の払い戻しをします。

2 前項の場合は、旅客の請求により、払戻しに代えて搭乗日若しくは経路の変更又は有効期間の延長等、出来る限りの便宜を計らいます。

(旅客の都合による払い戻し)

第 23 条 旅客が自己の都合により、運送契約を取り消す場合は、次の各号に従って運賃及び料金の払い戻しをします。

- (1) 搭乗日時の指定を受けていないで取り消す場合は、航空券の有効期間に限り、收受した運賃の9割。
- (2) 会社の指定した集合時刻の24時間前までに取り消しの通知があった場合は除きます。
- (3) 会社が指定した集合時刻の6時間前までに取り消しの通知があった場合は、5割、但し、遊覧飛行の場合は除きます。
- (4) 遊覧飛行であって会社が指定した集合時刻までに取り消しの通知があった場合は、收受した運賃の9割。
- (5) その他の場合は、取り消しの有無にかかわらず運賃の払い戻しは致しません。

(払い戻しの方法)

第 24 条 運賃の払い戻しは、会社の事業所又は代理店において航空券と引き換えに、航空券の指定日時又は有効期間の末日から30日以内に限り行います。

(搭 乗 制 限)

第 25 条 会社は、次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は降機させることができます。この場合には第23条の規定による払い戻しを行います。

- (1) 運航の安全のために必要な場合。
- (2) 法令又は官公署の要求に従うために必要な場合。
- (3) 旅客が次のいずれかに該当する場合。
 - (イ) 精神病患者、伝染病患者、薬品中毒者、泥酔者。
 - (ロ) 重傷病患者又は8歳未満の小児で付添い人のいない者。
 - (ハ) 年齢又は健康上の事由によって旅客自身の生命が危険にさらされ、又は健康が著しくそこなわれるおそれがあるとき。
- (二) 次に掲げるものを携帯する者。

武器(業務上携帯するものを除く)、火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客又は搭乗物に迷惑若しくは危険を与える物品、航空機による運送に不適当な物品、又は動物。
- (ホ) 旅客又は旅客の財産に不快、不便、迷惑又は危険を与える恐れのある者。

(ヘ) 第30条の規定による持ち込み手荷物の点検を拒んだ者。

(ト) 会社係員の指示に従わない者。

(チ) 機内で紙巻たばこ、その他の喫煙器具を使用する者。

(賠償の限度)

第 26 条 削除する。

(旅客の賠償責任)

第 27 条 旅客の故意若しくは過失により又は旅客がこの運送約款及び同約款に基づいて定められた規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合は、当該旅客は、会社に対して損害賠償をしなければなりません。

第 3 章 手 荷 物

(手荷物の意義)

第 28 条 会社が手荷物として取り扱う物品は、見回り品を含む旅行に必要な物品をいい、会社受託手荷物と旅客手荷物とに区別します。

(手荷物の受託及び持込)

第 29 条 旅客が会社の指定した時刻までに、会社の指定する事業所において有効な航空券を呈示の上、手荷物を提出したときは、この運送約款の定めるところにより、受託手荷物として受付け、又は持込手荷物として認めます。

2 会社は、受託手荷物に対しては、手荷物引換証を発行します。

(手荷物の点検処分)

第 30 条 航空保安上その他の事由により、会社が必要と認めた場合は、本人又は第三者の立会いを求めて開被その他の方法により手荷物の点検をすることがあります。

2 会社は、旅客が前項1項の点検に応じない場合には、当該手荷物の搭載又は持込みをお断りすることがあります。

3 会社は、前第1項の点検の結果、第35条に規定する物品が発見された場合には、必要な処分をすることがあります。

(手荷物の無料扱い)

第 31 条 手荷物は、旅客1人につき受託手荷物及び持込手荷物を合計して5kgまで無料扱いとします。但し、運賃を支払わない3才未満の小児については、手荷物の無料扱いをしません。

(超過手荷物料金)

第 32 条 5kgを超過した手荷物に対しては、別に定めるところにより超過手荷物料金をもうけします。

(手荷物の引渡し)

第 33 条 受託手荷物は、手荷物引換証と引換えに渡します。

(手荷物引換証の紛失)

第 34 条 手荷物引換証を紛失したときは、会社が当該手荷物の引渡請求人を正当な受取人と認めた場合に限り引渡します。

(手荷物の禁止制限品目)

第 35 条 次に掲げるものは手荷物として認めません。但し、会社が承諾した場合は、この限りではありません。

- (1) 航空機、人員及び搭載物に危険又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 銃砲刀剣類及び爆発物その他の発火又は引火しやすいもの。
- (3) 腐蝕性薬品及び適性な容器に入れていない

- 液体。
- (4) 動物（魚類を含む）。
 - (5) 遺体。
 - (6) 法令又は官公署の要求により航空機への搭載又は移動を禁止されたもの。
 - (7) 容量、重量又は個数について会社が別に定める限度を超えるもの
 - (8) 荷造又は包装が不完全なもの。
 - (9) 変質、消耗又は破損しやすいもの。
 - (10) その他会社が手荷物として運送に不適当と判断するもの。

(高 価 品)

第 36 条 白金、金その他の貴金属並びに貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他高価品は、受託手荷物として認めません。

(賠 償 の 限 度)

第 37 条 手荷物に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は 1 人につき 15 万円を以て限度とします。

(手荷物に対する他の条項の適用)

第 38 条 手荷物運送に関しては、本章記載事項の外、第 22 条、第 23 条、24 条、27 条、48 条、50 条、55 条及び 57 条の規定を適用します。

第 4 章 貨 物

(申 込 み)

第 39 条 荷送人は、貨物運送の申込みに際して、会社の事業所又は代理店において搭載日時の指定をすることができます。但し機材、搭載物又はその他の都合により日時の指定を受け入れられない場合があります。

2 貨物の会社への引渡しは、会社事業所又は代理店の指定する場所で行わなければなりません。

(貨物運送状)

第 40 条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物一口ごとに貨物運送状を作成し、次の項目を明記しなければなりません。

- (1) 品名、重量、容積、荷姿、荷印及び数量。
- (2) 荷送人の住所及び氏名又は商号。
- (3) 価格。
- (4) 発送地。
- (5) 到着地。
- (6) 荷受人の住所及び氏名又は商号。
- (7) 運賃及び料金等の支払方法。
- (8) 作成年月日。
- (9) その他特別な取扱いを要するものは、その希望条件。

2 前項の「一口の貨物」とは、荷受人、発送地、到着地、運賃及び料金の支払方法が同一であって、一通の運送状で運送されるものをいいます。

3 貨物運送状の作成は、荷送人の依頼により会社又は代理店が代わって行うことがあります。但し、その責任は荷送人にあります。

(内 容 の 責 任)

第 41 条 貨物運送に記載された貨物の数量、荷姿及び重量を除き貨物の内容に関しては、運送状と現品とに相違があった場合でも、会社はその責任を負いません。

(貨物の価値制限)

第 42 条 会社は、一口の貨物の価値が 3,000,000 円を超える場合には、荷送人と会社との間にあらかじめ特約がない限り引き受けません。

(貨物の点検)

第 43 条 会社が貨物運送状の記載事項について疑があると認められた場合は、会社は荷送人又は第三者の立ち会いを求めて、貨物を点検することがあります。

(引き受けを制限する貨物)

第 44 条 会社は、次の貨物の運送を引き受けません。

- (1) 航空法及びその他の法令又は官公署の命令等により禁止又は制限されたもの。
- (2) 荷造りの不完全なもの、破損しやすいもの、腐敗しやすいもの、変質しやすいもの、臭気を発するもの、及び不潔なもの等、他に迷惑を及ぼすと会社が認めたもの。
- (3) 遺体。
- (4) 航空機、人又は他の搭載者等に危険又は迷惑を及ぼすと会社が認めたもの。
- (5) 会社が内容の申告を虚偽と認めたもの。
- (6) その他会社が航空運送に不適当と判断するもの。

2 次の貨物は荷送人が会社の要求する引き受け条件を満たすよう適切な措置を講じ、かつ会社が承諾した場合に限り、運送を引き受けます。

- (1) 遺骨。
- (2) 動物（魚類を含む）。
- (3) 航空法施行規則第 194 条により禁止された物件（火薬類、高圧ガス及び腐触性液体）のうち、同条第 2 項の物件をみたくすもの。
- (4) その会社が特に指定したもの。

(到 着 通 知)

第 45 条 荷受人に引き渡される貨物については、貨物が到着飛行場に到着した後、遅滞なく荷受人に到着通知を發します。通知の方法及び料金については、別に会社の定めるところによります。

(貨物の引渡)

第 46 条 会社は、到着飛行場においてのみ、荷受人に貨物の引渡しを行います。

2 前項の場合において、運賃料金その他の費用が支払われない場合は、引渡しを拒否することがあります。

(正 当 荷 受 人)

第 47 条 会社が到着貨物を引渡す場合は、正当荷受人であることを証明するものの呈示を求めます。

2 前項の場合において、引き渡しを受けたものが正当荷受人でないことにより生じた損害については、会社は故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。

(引渡不能貨物の処分)

第 48 条 会社は、引き渡し不能の貨物が生じた場合は、次の各号により処分します。

- (1) 荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引き受けを怠り、若しくは拒んだ場合は、その貨物を供託することがあります。
- (2) 前号の場合において、荷受人に相当の期間を定めても指示がないときは、当該貨物を競売することがあります。
- (3) 貨物が損敗しやすいもので、荷送人の指示を待つことができない場合は、予告なしに廃棄することがあります。

2 会社は、前項各号の処分をしたときは、荷送人にその旨を通知します。

3 会社が引き渡し不能の貨物の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

(貨物運賃及び料金)

第 49 条 貨物運賃及び料金は別に定めるところによります。

(運賃申受の時期)

第 50 条 貨物運賃及び料金は、貨物引き受けの際、荷送人から申し受けます。但し、会社が同意したときは到着扱いを認めます。この場合は、運賃と引き換えに貨物を引き渡します。

(貴重品及び高価品)

第 51 条 白金、金塊その他の貴重品及び通貨、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品として指定する物品の運送は引き受けいたしません。但し、荷受人と会社との間に特約をした場合は、この限りではありません。

(会社の都合による支払戻し)

第 52 条 会社は、第9条の事由又は会社の都合により、運送約款の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、荷送人の請求により、未運送分に相当する運賃を支払戻します。

(荷送人の都合により支払戻し及び徴収)

第 53 条 荷送人が自己の都合により運送を取り消す場合は、次の各号に従って運賃及び料金の払い戻しをします。

- (1) 搭載日時の24時間前までに取り消しの通知があった場合は、收受した運賃及び料金の7割。
- (2) 搭載日時の6時間前までに取り消しの通知があった場合は、收受した運賃及び料金の5割。
- (3) その他の場合は、收受した運賃及び料金の払い戻しは行いません。

2 前項の場合において、運賃及び料金の到着払いのときは、前項の各号に準じ運賃及び料金の相当額を荷送人から申し受けます。

(払い戻しの方法)

第 54 条 運賃及び料金の払い戻しは、会社又は代理店において貨物運送状並びに会社又は代理店が発行した証明により、その指定日時より30日以内に限り行います。

(免責)

第 55 条 会社は、次の各号の事由によって生じた貨物の延着、滅失、破損、消耗、汚損及びその他一切の損害に対して責任を負いません。

- (1) 第9条に掲げる事由による事項。
- (2) 貨物の変質若しくは瑕疵又は動物の死亡若しくは傷病による場合。
- (3) 荷造りの不完全、荷印記号の不備又は貨物運送状の記載事項の不完全による場合。
- (4) 貨物運送状に荷送人の虚偽があった場合。
- (5) 降雨、降雪、強風その他悪天候などで会社の不注意によらない場合。

(賠償の限度)

第 56 条 貨物の生じた損害について、会社が賠償の責を負う場合の賠償額は、一口につき、3,000,000円をもって限度とします。

(損害賠償の請求期間)

第 57 条 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文章をもってしなければなりません。

- (1) 一部滅失又はき損の場合は、貨物受け取りの日から7日。
- (2) 延着の場合は、貨物受け取りの日から7日。
- (3) 不着の場合は、その事実を知ることのできるはずであった日から14日。

2 会社は、前項の期間内に請求の無い場合は、その損害賠償の責に任じません。

(荷送人の賠償責任)

第 58 条 荷送人の故意又は過失により、又はこの運送約款及びこれに基づいて定められる規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けます。

以上

令和2年7月1日 一部変更

令和5年6月21日一部変更

(約款等の変更) 第3条部分

(小児運賃)

(搭乗制限) 第25条(3)(チ)

追記

エス・ジー・シー佐賀航空株式会社